

一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟

会員規程

第 1 条 この規程は一般社団法人三重県山岳・スポーツクライミング連盟（以下「本連盟」という）の定款第 6 条に基づく、会員に関することについて定める。

第 2 条 会員は、定款第 4 条の目的に賛同して入会した者とする。

第 3 条 入会の手続きは次により行う。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、別に定める「加盟団体規程」第 10 条に基づいて手続きを行うものとする。
- (2) 個人会員として入会しようとする者は、別に定める「個人登録会員規定」第 5 条に基づいて手続きを行うものとする。
- (3) 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める「賛助会員に関する規程」に従って、本会に申し込むものとする。

第 4 条 定款第 7 条に規定する団体会員、個人会員及び賛助会員の入会の可否は、次の基準により理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人でないこと
- (2) 本連盟を過去に除名された者は、除名後 2 年以上経過していること
- (3) 会員としてふさわしい者と認められる個人又は団体

第 5 条 会員は定款第 8 条に基づき、会費を納めなければならない。

(1) 団体会員及び個人会員

- ① 団体加盟金 5,000 円（団体加盟時）
- ② 個人会員加入金 1,000 円（加入時）
- ③ 加盟団体年会費 10,000 円（1 加盟団体/1 ヶ年）
- ④ 加盟団体年会費(高体連登山部) 10,000 円（1 高等学校/1 ヶ年）
- ⑤ 個人登録料(団体会員) 1,000 円
- ⑥ 個人登録料(児童, 生徒 (高体連登山部員を含む), 大学, 短期大学及び高等専門学校学生)
無料

⑦個人登録料(個人会員) 一般 2,000 円, 18 歳未満 1,000 円 (登録会員 1 名/1 ヶ年)

(2) 賛助会員

「賛助会員に関する規程」に定める額とする。

2 前条の団体年会費, 個人登録料は, 年度途中の加盟 (加入) の場合であっても同額とする。

第 6 条 会員の有効期間は, 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし, 毎年更新するものとする。ただし, 年度途中に入会した者は, 入会した日から年度末までとする。

第 7 条 個人会員及び団体会員(個人登録している者) は, 本連盟及び(公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会等が実施する事業に参加することができる。

第 8 条 この規程に定めるほか, 必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

第 9 条 本規程の改廃は理事会の承認を要する。

附 則

1 この規程は, 本連盟の設立の日から施行する。

2 この規程の改正は, 令和 年 月 日から施行する。